

## 寝屋川市と京セラコミュニケーションシステム株式会社との連携に関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）及び京セラコミュニケーションシステム株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、市民サービスの維持・向上や市民福祉の向上に寄与するため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の持つ知恵、情報及び技術を共有し、協働による活動を推進することにより、IoTサービスに係る通信規格であるLPWAのうちSigfox網の利活用推進による市民サービスの維持・向上や市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- (1) LPWAの利活用による防災・災害対策に関すること
- (2) LPWAの利活用による地域課題への対応に関すること
- (3) LPWAの利活用による新たなサービスの創出に向けた技術及びサービスの検証に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

2 第1項各号の取組事項を円滑に進めるため、甲及び乙は、情報共有に努め、協議を行うものとする。

3 第1項各号の取組事項に関する窓口を、甲は経営企画部情報化推進課、乙はLPWA営業部西日本LPWA営業課に設置し、協議するものとする。なお、設置した部署が変更となり、窓口業務が別の部署になる場合は、事前に相手方に通知するものとする。

（覚書の締結等）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる個別の事項について協働して推進することに合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要な事項について協議の上、別途書面により取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、そのいずれかから、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、自動的にこの協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携・協力に当たって知り得た情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月8日

甲 大阪府寝屋川本町1番1号  
寝屋川市  
上記代表者  
市長 北川 法夫

乙 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6  
京セラコミュニケーションシステム株式会社  
代表取締役社長  
黒瀬 善仁